

関係省庁合同現地調査結果

(新潟県)

新潟県現地調査結果概要版 P 1 ~ P 6

平成16年7月 新潟・福島豪雨災害関係省庁合同調査結果(新潟県庁) P 7 ~ P10

” (三条市) P11 ~ P14

” (中之島町) P15 ~ P19

” (見附市) P20 ~ P23

<参考>

- ・ 新潟県提出調査表及び資料 P24 ~ P47
- ・ 三条市提出調査表及び資料 P48 ~ P56
- ・ 中之島町提出調査表及び資料 P57 ~ P66
- ・ 見附市提出調査表及び資料 P67 ~ P82

(これらの資料につきましては、データがないためHP上は掲載していません)

平成16年10月7日

集中豪雨等における情報伝達及び
高齢者等の避難支援に関する検討会

新潟県現地調査結果概要版

【新潟県】

< 災害対策本部の設置 >

- ・ 発災日の午後から県の危機管理対応方針に基づいた副知事をトップとする全庁的な体制をとり、発災3日後に知事を本部長とする対策本部に移行した。

< 県職員の参集 >

- ・ 水防部局は、ダムの洪水警戒体制を契機に3時に参集を開始した。防災部局では6時29分の大雨洪水警報発令を契機に参集した。

< 情報伝達 >

- ・ 気象情報について、ファックスのみの送信であり、重要な情報については電話等を利用し、注意喚起をすべきと思われる。また、記録的短時間大雨情報は連絡されていない。
- ・ 水防警報の発令について、警戒水位以上の情報を伝えておらず、危険水位を超えている等の情報が提供されていない。（危険水位を設定しているのは、洪水予報指定河川の中ノ口川のみである。）
- ・ 五十嵐川では、三条土木事務所が、河川巡視の結果を水位状況と併せて三条市、下田村へ伝達しており、市町村の判断に役立った可能性がある（三条市では具体的に確認できず）。

- ・ 17日の降雨では、荒川〔新潟県〕上流部の浸水を踏まえて、下流部の^{かみはやし}神林村には適宜避難誘導する旨電話で助言している。

< 報道機関への情報提供 >

- ・ 当初、執務室内での情報提供という形で行われたため、混乱があった。

< 緊急消防援助隊の派遣要請 >

- ・ 県内広域消防応援隊からの報告等を総合的に判断して、県として派遣要請を行ったものであるが、被害状況を早期に把握できれば、緊急消防援助隊の要請は早くできたと思われる。

< その他 >

五十嵐川では、警戒水位、指定水位の差が小さいことから見直しの必要性がある。五十嵐川、刈谷田川とも危険水位の設定がなされていない。

危険水位の設定がないのであれば、計画高水位を超えた時には、少なくとも水防警報を発出すべきと思われる。

【三条市】

< 自主防災組織 >

- ・ 自主防災組織の組織率が低く、活動が十分とはいえない。

< 防災意識 >

- ・ ダムの完成による安心感があった。訓練も震災関係が中心となっている。堤防が決壊するとは誰も思わなかった。

- ・ 地域における過去の被災経験を風化させないよう、防災訓練を定期的実施するなどの工夫が必要。

< 防災情報 >

- ・ 8時20分の気象情報〔重要変更〕の認識がない。
- ・ コミュニティFMには、広報番組の契約をしている。緊急時には、無料で割り込み放送ができる協定を締結している。

< 避難勧告 >

- ・ 1回目の避難勧告（10時10分）発出後、市長は状況把握のため現場に出て庁舎にはいなかった。避難勧告等の事務は助役に委任した。
- ・ 2回目、3回目の避難勧告は、本部で意志決定をしたが、自治会長にきちんと電話で伝わっていなかった。広報車による周知も実施したが、一部の地域で浸水により回れなかった。

電話連絡できなかった理由は、災害対策本部の情報がきちんと内部で伝わっていないことによる。特に、選挙事務のため、本来設置する場所が使えず、十分なスペースを確保できなかったほか、職員体制も大きく変わったことなどの混乱による。

- ・ 避難勧告の発令のきっかけは、堤防の法面の崩壊や漏水の発生等の具体的な事象。
- ・ 水位だけであれば、堤防から手が洗えるような水位を過去に経験したが、その時は破堤しなかったし、避難勧告も出さなかった。
- ・ 上流のダム放流や降雨量についての情報を今後の見通しの判断材料とした。

< 三条市の意見 >

- ・ 気象関係の情報はピンポイントでほしい。重要な情報は電話でいただきたい。
- ・ 避難についての具体的な指針がほしい。
- ・ 決壊ギリギリまで水防活動を実施。水防団の安全の確保が難しい。
- ・ 今年度中に防災無線を整備する。
- ・ 河川の映像を見ることができれば、市長が自ら現地に出る必要はなかった。カメラ設置を検討中。
- ・ 今後、マスメディアへの迅速な情報提供、放送要請をしていく。
- ・ 排水ポンプ車や照明車の派遣要請が県を通じてであり、また微に細に確認がくる。もっと簡素化してほしい。

【中之島町】

< 役場の水没 >

- ・ 13時頃決壊し、役場が孤立した。その間で書類等を2階に移動するなどの作業をした。電話は使えなくなったので、個人の携帯電話で対応したが、被災状況の確認や県への報告等はほとんどできなかった。1本の携帯電話を県庁とのホットラインとして利用した。幸い、住民基本台帳システムのサーバー等が2階にあり、事なきを得たが、1階のOAフロアは完全にダメになった。

< 情報伝達 >

- ・ 町長はすでに消防団が活動を開始している状況の中で、福井県での出張に向け出発。随行者なし。発災に気づいたのは、破堤から約2時間後の15時頃福井駅で。電車内で

は携帯を切っており、情報が伝わらず。

< 避難勧告 >

- ・ 河川に囲まれた輪中地帯であり、どこに避難すべきか、また、避難勧告をどこに出せばいいか判断が難しい。
- ・ 避難所や避難経路について、現在の指定状況で問題がないか、災害態様ごとに再度見直す必要がある。
- ・ 川沿いに住家があり、刈谷田川、中之島川、信濃川本川等複数の河川がある。（妙栄寺が避難場所であったが）各河川のどこが破堤するかわからないなか、避難場所の設定が困難。今回避難場所の文化センターについても、もう少し上流で破堤しておれば、直撃を受けたところ。
- ・ 災害対策本部の設置、避難勧告の発令は、雨量等の状況もあったが、消防団からの情報等も大きな判断材料。避難勧告は、越水発生の情報を受けて発令。
- ・ 保育園には帰宅させるように指示した直後に破堤。孤立した中之島保育園には、直ちに自衛隊に派遣要請。

【見附市】

< 防災体制 >

- ・ 区長が輪番制になっているところもあり、地域コミュニティの衰退が懸念されるが、平成7年からの防災訓練では、地域コミュニティによる防災にも力を入れている。
- ・ 見附市としては、分団の招集には、メールの活用を考えている。その際には、例えば雨量データを添付することも考えている。
- ・ 避難勧告が遅れて非難されるより、空振りでも非難されるほうがいいとの市長の判断の下、結果的に早めの勧告になった。
- ・ 自衛隊車両は緊急車両になっていないのか。高速道路のインター出口で渋滞に巻き込まれた。

< 防災情報 >

- ・ 気象情報については、民間会社の情報が役に立った。ピンポイントで情報を流してくれるので助かる。逆に県から送られてくる気象情報は利用されていない。
- ・ ウェザーニュースはあくまで市長の個人的な関係（契約をしていたわけではない）。
- ・ 勧告、指示の判断の材料は、水位計の記録と実際に現地に派遣した職員からの情報。ダム放流量と流入量も判断の基準。

【全体を通じて】

< 防災意識 >

- ・ ここ20～30年間で発生した洪水では水防活動も実施したが結局は無事であったという経験をしたこと、上流部のダム整備や河川改修が実施されたことにより地域が安全になったと意識したこと、気象警報は頻繁に発表されるが必ずしも大災害に結びつかなかったことがあること等により、今回のような大災害になるという意識が市町村職員、地域住民の中で少なからず薄れ、対応が遅れ、却って被害を拡大させている。

< 防災体制 >

- ・ 今回の現地調査を踏まえ、国、県から発せられた各種予測・リアルタイム情報の整理及び向上を図るとともに、受け手側の体制的な裏付けについても言及する必要がある。
- ・ 市町村長の防災意識によって市町村の防災対応力が大きく異なる。
- ・ 独居老人には、緊急通報装置が配布されているが、使われた実績ほとんどなし。
(何が問題かを把握する必要あり)

< 情報伝達 >

- ・ 初期の災害対応でも多忙を極め、その上多様な防災情報が多様なルートから大量に市町村に伝達されており、市町村の情報処理能力を超え、的確な防災対応を執ることができていない。特に重要な情報については受け手側が確実に活用できるよう、送り手側が配慮することが望まれる。
- ・ 気象情報は多種多様であるうえに、紙面情報をFAXで送付されてくるだけなので、何が重要なのか、緊迫しているのかどうかかわからず、市町村の的確な防災対応に結びついていない(場合によっては、見過ごされている)(水防警報を含む河川情報も同様)
- ・ ホットラインでの通報、危険度が認識できる具体的な通報が必要。
- ・ F R I C S のシステムは、各市町でも見られていたが、レーダ雨量情報と水位情報を併せて見ることが難しい(一級水系において直轄の水位情報と雨量レーダの累加値をあわせて表示する画面はある)ことや、画面を見る専属職員を配置する余裕がないとの指摘があった。
- ・ 防災行政無線の早期整備は重要であるが、これを補完する多様な情報提供手段(地域FMの活用や携帯電話による情報配信サービスの充実等)も併せて確保する。
- ・ 広報車による周知、自治会長、自主防災組織、消防団員等を通じた連絡等を実施しているが、住民にあまねく伝達するという観点では不十分である。
- ・ 区域の班長等、個人の危機対応能力に大きく依存した周知体制になってしまっている。そのため同じ情報が迅速に伝わる箇所と全く伝わらない箇所の落差が大きい。この差は日頃からのコミュニケーションの有無とも関連性が感じられる。

< 避難勧告等の発表 >

- ・ 首長は、住民の命を守る立場にあることから、少なくとも常時連絡を取れるようにし、避難勧告の発表などの確な意思決定を行うよう努める意識を強く持つことが必要。
- ・ 避難勧告や避難指示の意思決定にあたって、市町村長は、空振りを恐れず余裕を持って早めに行うとともに、予め定めた情報伝達方法に沿って住民に的確に伝達することが重要である。
- ・ 避難勧告が発表された場合でも、土砂災害や低地の浸水を意識して発表されている場合があり、必ずしも堤防の決壊を意識したものではない場合がある。避難勧告の伝え方にも工夫が必要。
- ・ 避難勧告の発表のためには、気象情報(実況雨量や予想雨量)河川情報(水位やダム放流状況)だけでは判断できない場合がある。これらに加え、降雨や水位の現地における実況把握(職員の巡回や消防団員からの連絡による等)防災対応状況(内水排除のた

F R I C S財団法人河川情報センターの略称。同センターでは、テレメータ雨量、テレメータ水位のほか注意報・警報、水防警報、洪水予報、ダム放流通知、警戒超過一覧他の各種情報を提供するシステムを運用している。

めのポンプ稼働状況等)、被害状況(浸水の拡大や土砂災害の発生等)、住民の自主避難の状況、隣接市町村における対応状況等を収集して、総合的に判断することが重要である。また、越流するような状況が把握されたならば、避難指示に変更して立ち退きを徹底することが重要である。

- ・ 堤防の決壊の予測については、重要水防箇所が定められていて河川巡視をしていますが、最終的にどこが決壊するのかを特定することが難しい。また、輪中地区では、どこが決壊してもほとんどの地域が浸水することになり、避難勧告等の発表に関する対象地域を絞り込むことは難しい。
- ・ 多様な防災情報が市町村に伝達されているが、発生するおそれのある災害との関連性や時間的余裕が不明瞭であるために、避難勧告発表のための総合的な支援情報となっていない。
- ・ このような状況に達したら避難勧告等を発表するといった、基本的かつ具体的な(定量的なデータを活用した)避難勧告等の発表基準の策定に向けて市町村が中心となって地域の防災関係機関が協議し、その結果を地域防災計画に位置づける必要。
- ・ 避難勧告等の発表基準を策定してもそれに適合しない事態が発生し、確実に避難勧告等を発表できないことがありうることから、早期自主避難を的確に実施するよう、洪水ハザードマップへ避難に有益な情報を記載等するとともに、これらの地域住民に対する周知を広報・教育・訓練を通じて徹底する。また、その目安となる事態認識を伝える仕組みを構築する。
- ・ 市町は、近年水害に限らず避難勧告を出した事例はほとんどないので教育研修が必要。
- ・ 避難の判断などを必要に応じて、都道府県等が市町村に対して助言していくことが望まれる。

< 避難誘導 >

- ・ 地域の民生委員や市町村の福祉部局と連携し、要援護者の名簿を共有するとともに、コミュニティ活動の活性化のため、平時からの活動が重要。
- ・ 避難所に行くことだけが必ずしも避難ではなく、TPOに応じて家屋の2階に上がること、近隣の堅牢な建物に移動すること、生徒・児童・園児をそのまま学校・幼稚園・保育園に留めることも含めた地域の実情に応じたきめの細かい対応とそれを支える指針が必要である。
- ・ 避難場所の指定が震災を意識して指定されている場合があり、必ずしも水害にとっても望ましい避難場所となっていない(たとえば、避難場所に指定されている学校の体育館が水没する場合があって、一時的に滞在するにしても、食料等の支援物資を供給するにしても相応しくない。)場合がある。

< 浸水、洪水、土砂災害対策 >

- ・ 中小河川においては洪水到達時間が短いため洪水予報を実施することが難しいが、中小河川では、河川・ダムの整備状況を踏まえ、河川の実況水位、上流の実況・予測雨量、上流ダムの放流状況を総合的に分析した簡潔な(作業時間のかからない)洪水予報のあり方を検討する。
- ・ 洪水予報河川や洪水予報が現状で行えない河川において、河川の危険水位の設定・公表、堤防高の公表を行うとともに、重要水防箇所の周知の充実を図るなど、市町村が避

難勧告等を発令するための情報の提供を行う。

- ・ 降水予測だけでなく、浸水、洪水、土砂災害等の予測についての情報の発表を検討する。この際、必要に応じ、他の関係機関とも連携する。
- ・ 土砂災害、洪水、浸水等に関する情報の有効性を高めるため、過去の事例やそのときの気象状況に関するデータベースの充実や有効活用を図る。また、避難勧告等の発令に活用しやすくなるように、重要情報の伝達を工夫する。

< その他市町村の防災対策 >

- ・ 役場建物の防災対策については、今回の水害では役場そのものが被災した状況を踏まえて、住民基本台帳関連のサーバーをはじめとする重要機器・書類の配置を確認し、水害・地震対策を施すこと、破堤後の時間的猶予等、役場の地理的状况を把握するとともに、被災により役場機能を喪失した際の代替地における災対本部設置計画を整備すること、役場建物の設置場所を新たに選定する際は、水害対策をはじめとする防災対策も極力考慮することが必要。

平成16年7月新潟豪雨災害関係省庁合同現地調査概要

1. 調査日 平成16年8月26日(木) 12時30分
2. 調査場所 新潟県庁
3. 調査者 内閣府 丸山参事官(災害応急対策担当)補佐、池田(災害予防担当)事務官
消防庁 田辺防災課災害対策官、中瀬防災課係長
国土交通省 廣瀬河川計画課企画専門官、諏訪防災課補佐
佐藤信濃川下流河川事務所副所長
気象庁 井上企画課調査官、高橋予報課技術専門官
松田新潟地方気象台防災業務課水害対策気象官
4. 説明者 危機管理防災課鈴木係長、消防課山口係長、河川管理課棚橋係長、砂防課深田主査、監理課金子政策企画員ほか
5. 概要 主な概要は、以下のとおり。

(1) 県からの説明(詳細は別添調査表及び資料のとおり)

- ・ 今年度から組織を変更(従前の消防防災課を、危機管理防災課と消防課に改編のうち、防災局を設置。)したため、現在の災害対策本部の体制は、今年度からである。
- ・ 先遣隊として、被害が甚大な三条市に、危機管理防災課職員1名、消防課職員1名の計2名を派遣。
- ・ 避難勧告の基準を明確にしようと、見直しを予定している。
- ・ 浸水想定区域図については、国直轄管理河川について全て整備済み。洪水ハザードマップは、12市町村で公表済み(12市町村のうち、安田町、京ヶ瀬村は平成16年4月1日から合併により阿賀野市になっているため、新市町村単位では11市町村)。
- ・ 災害対策本部(A体制)は本部長が知事、B体制対策本部は本部長が副知事、C体制対策本部は本部長が特定の部局長となる。7月16日にA体制に移行した。
- ・ 新潟県は、現在24時間体制ではない。夜間休日は、県職員である警備員からの呼び出しによる。
- ・ 発災後8月13日まで、県では24時間体制をとっていた。
- ・ 気象予警報や雨量については、一斉FAXで通報。夜間は自動送信だが、日中は手動送信となっている。7月16日から24時間自動送信にした。
- ・ 水位については、新潟県テレメータで常時受信している。
- ・ 中小河川での洪水予報は、短時間での測定が難しい。中ノ口川で今年から洪水予報を開始したが、今回の出水でも水位予測より実際の水位が上昇するなど誤った情報を与えてしまう恐れがあると評価しており、洪水予報の指定に積極的取り組み考えは今のところない。
- ・ 河川管理課としては、今のところ改善点としてはダム放流警報装置で市町村の避難勧告も伝えられるような施設の相互利用について検討を行うほか、水位情報等のインターネットによる提供システム整備を考えている。反省点としては刈谷田

川において水防警報の頻度が少なかったことがあげられる。

- ・ 土木部全体の反省点としては、部内の職員の応援体制・業務分担について明確にしておくこと、県内全体の被災状況を把握するシステムの確立などである。
- ・ 12月中に検討委員会から提言をもらう予定である。

(2) 質疑応答等

Q 気象情報は、県危機管理防災課から市町村防災担当課へ送信されているのか。

【消防庁】

A 一斉FAXで送信している。【新潟県】

Q 8時20分発表の「大雨洪水警報」は全市町村に送信したが、同時発表の「記録的短時間大雨情報」は送信していなかったのか。【消防庁】

A 事後的な情報として考えていたため送信していないようである。【新潟県】

Q 水防情報については、県水防担当課から市町村水防担当課へ送信されているのか。【消防庁】

A 洪水予報や水防警報はFAX送信している。

水防警報は県出先機関が発表し、県本庁と市町村等の関係機関へFAXで送信し、電話で受信確認。【新潟県】

水位情報については、長岡と三条の事務所で運用が異なるが、長岡は電話で、三条はFAXまたは電話で伝達している。【新潟県】

8月3日に開催した市町村防災担当者会議で市町村から「下流部の市町村は、上流部の降雨情報をそれほど認識していない。市町村についても、直接情報を受けられるようなシステムを構築できないか。」との発言があった。【新潟県】

現行の雨量・水位の表示は一覧表形式であり、現況の把握や経過、今後の予測の判断材料としてもわかりにくい。状況把握の取りやすい表示形式としては、例えば水位データを縦断的にグラフ化するなど目で見て危機を認識できる表示形式に変更していく必要がある。【新潟県】

放送協定は、結んでいる。【新潟県】

Q ダムのただし書き操作をするということは、普通の洪水でないと感じると思うが、今回の水害に関して、これは今までにない洪水だと思った時期はいつか。そのような情報はなかったか。経験したことのない水位であること等を含めて。【国土交通省】

A ダム管理所や土木事務所に聞かないと分からない。【新潟県】

Q 水位が上昇する中で、危険水位や計画高水位を超えるなどの情報は把握していたか。また、市町村に情報提供していたか。危険水位、計画高水位は定めていないのか？【国土交通省】

A 刈谷田川、五十嵐川両河川ともに洪水予報河川ではないので、危険水位を定めていなかった。また、五十嵐川は、改修計画がないので計画高水位もない。水位情報については、刈谷田川では毎正時に市町村に連絡していた。五十嵐川では巡視結果と合わせて適宜電話で市町村に連絡していた。(ダム放流についても、通知

基準にしたがって連絡するとともに、「ただし書き操作開始」など通知基準以外の情報についても連絡した。【新潟県】

Q 五十嵐川では、通報水位と警戒水位の差が小さいがなぜか？また、見直すことは考えていないのか？【国土交通省】

A 設定経緯を調べたが、なぜかわからなかった。（おそらく、「建設省河川砂防技術基準（案）維持管理編（昭和51年）第8章水防」によっていると思われる）【新潟県】

Q 気象情報にしろ、水位情報等にしろ、県が入手した情報は速やかに市町村に伝達できたのか。【消防庁】

A リアルタイムで提供できた。【新潟県】

Q 災害対策本部で、A、B、Cと分けることは分かりにくいことはないのか。風水害では本部設置基準が明確でないと思われるが、見直しはするのか。【消防庁】

A 課題にしたい。【新潟県】

Q （他部門からの応援が発災当日はなく、また情報集約資料の作成も遅れたとの説明を踏まえ）情報対応については人員不足だったという認識でよいか。また、報道機関への情報提供も困難を極めたということか。【内閣府】

A 当初は、報道機関用にホワイトボードに情報を貼り出して対応していた。【新潟県】

Q 現地へ2名派遣しているが、これはどういう人か。【内閣府】

A 危機管理防災課職員1名（県警からの出向者）、消防課職員1名の計2名を情報収集要員として派遣した。【新潟県】

Q 緊急消防援助隊の必要性の判断は、新潟市消防局からということであったが、それまでの被害状況の認識はどのような経過であったのか。【内閣府】

A ボート为例にすると、足りているという情報があった一方で、まだ不足しているという情報もあり、どちらを信じていいかわからない状況であった。夕刻に到着した県内広域消防応援隊からの報告等を総合的に判断して、県として派遣要請するに至った。【新潟県】

Q 県庁内部で、土木サイドの情報と防災サイドの情報をうまく共有できていたのか。【消防庁・国土交通省】

A 土木サイドで待機に入ったのは、3時に笠掘ダムで洪水警戒体制へ移行したことによるものであり、以後各地のダムで洪水警戒体制に入ったため、主にダムとの連絡要員を増強するために水防待機を1名増員したものの。

通常、ダムの洪水警戒体制移行がただちに一般被害につながるものではないので、この段階では土木サイドから防災サイドへの連絡は行っていない。【新潟県】

Q 24時間体制をとる予定はあるのか。【消防庁】

A 県職員の警備員による24時間体制をとっている。これらの警備員に防災に関する訓練を受けさせるという方法はあるが、その場合実際の防災課職員と何が違うのかという問題もある。防災の知識を持った職員が待機しなければ意味がないと考えている。【新潟県】

Q 市町村で、高齢者対策について独自に何かしているという例を把握しているか。

【内閣府】

A 防災訓練等で工夫しているという話を聞いたことはある。糸魚川市のほうにも例があったはず。【新潟県】

気象関係情報について、気象庁としては情報伝達しているが、市町村側がどれほど切迫性を持って、認識しているかが課題と認識している。

個別市町村ごとに差をつけて伝達など工夫する必要があるのかもしれない。【気象庁】

避難誘導や情報伝達の実態などの検証のため、ヒアリング調査等を実施し、年内に検証結果をまとめる予定。また、その結果を地域防災計画に反映させたい。

【新潟県】

平成16年7月新潟豪雨災害関係省庁合同現地調査概要

1. 調査日 平成16年8月26日(木) 15時30分
2. 調査場所 三条市役所
3. 調査者 内閣府 丸山参事官(災害応急対策担当)補佐、池田(災害予防担当)事務官
消防庁 田辺防災課災害対策官、中瀬防災課係長
国土交通省 廣瀬河川計画課企画専門官、諏訪防災課補佐
佐藤信濃川下流河川事務所副所長
気象庁 井上企画課調査官、高橋予報課技術専門官
松田新潟地方気象台防災業務課水害対策気象官
4. 説明者 北神総務部長、土田土木課長、宮崎三条地域消防本部警防課長ほか
5. 概要 主な概要は以下のとおり。

(1) 市からの説明(詳細は別添調査表のとおり)

- ・ 五十嵐川では、最近の破堤は大正15年であり、今回と同じような場所と思われるが諏訪地内での破堤であった。当時の新聞記事によると10人程度亡くなったとのことである。80年以上も前のことであり、経験している住民はほとんどいない。また、昭和53年の洪水では信濃川下流本川のバックが効いた洪水があり、下流の御蔵橋では手が洗えるような水位であったが破堤しなかった。さらに上流にダムが2つ完成し、安心感もあった。三条市では、市役所職員や86,000人市民の誰一人、破堤は想定していなかったと思う。【三条市】

(2) 質疑応答等

Q 避難勧告等の対応について、市の説明が二転三転した理由について説明をいただきたい。【消防庁】

A 災害対策本部内で情報が錯綜しており、一部の情報伝達ができなかった。自治会長への連絡が不十分だった。

マスコミは、自治会長に直接取材した。

マスコミの取材が過熱し、被災後1週間~10日頃については、「復興優先でいるので、検証したい」と説明していた。

(以下、・・・は、それぞれ避難勧告1回目、2回目、3回目という意味)

職員で手分けして、自治会長に電話かけを行った。これについては、受け手側と共通認識がある。

、 広報車も現地に向かおうと思ったが、近くまで行けなかった。

、 電話連絡されていたと思っていたが、うまく機能しなかった。

結果として、伝達が行き届いていなかったの、避難勧告を出していなかったのではないかという報道にもなってしまったようだ。しかし、市としては出している。【三条市】

Q 2回目及び3回目の避難勧告が行き届かなかった理由如何。【消防庁】

A 7月11日に参議院議員の総選挙があり、本部設置予定の会議室には、書類がまだ残っている状態であった。

午前中、部屋を片付けながら所定の場所に災害対策本部を設置した。行政課職員4～5人で対応していた。

午前で人間が交代し、作業が分散してしまった。【三条市】

Q 首長の情報把握状況如何。【消防庁】

A 市長が避難勧告を発令した。

、市長が助役に委任した中で、現地確認へ出かけた。妥当と認識していた。

なぜ意思決定するトップが現場へ出かけたのかという意見はあるが、市長としては、川の水位や冠水の状況を自分の目で見たかった。川の映像を見ることができればよかった。今後カメラの設置を検討している。【三条市】

Q 避難勧告発令の判断材料は何か。【国土交通省】

A 1回目(10:10)の避難勧告は、籠場の法面欠壊情報から西大崎までの地域に、曲淵2丁目の漏水情報から曲淵地域に、水位の状況とダムただし書き操作開始情報から下流堤外地に避難勧告を出したと記憶している。2回目(11:00)の避難勧告は、水位が上昇を続けていたこと・ダムからの放流量が増えていたこと・過去の浸水の経験から嵐南地域の信越線東側地域に、三竹で越水が確認されたことから三竹地域に避難勧告を出したと記憶している。3回目(11:40)は、ダムからの放流量がこれまでにない規模であることから、嵐南地域全域に避難勧告を発令したと記憶している。破堤というよりは内水を意識して出した。【三条市】

Q 過去、水害で避難勧告を出したことはあるか?【国土交通省】

A 40年位ない。(昭和36,39年 避難命令発令)【三条市】

Q 内水の状況はある程度じわじわと予測できたであろうが、破堤の想定はやはり難しかったのか。【気象庁】

A ダムが建設されるなどで安心感が生まれ、破堤など誰も想像していなかった。破堤予想箇所を限定しての公表は難しい。【三条市】

Q 水位やダムの放流警報、水防警報などは、県からリアルタイムで提供され、情報把握がきちんとできていたのか。【消防庁】

A 五十嵐川の情報、1時間遅れであった。【三条市】

Q 水防情報は、送られていたのか。【消防庁】

A 国土交通省や県から送信されていた。【三条市】

Q 雨量情報はどうだったのか。【消防庁】

A ほとんど降っていない時間帯に、最も五十嵐川の水位が上昇した。【三条市】

Q 当日朝に、三条市を明記する形で警報を発表したが、どのように活用できたか。【気象庁】

A そのような警報が出ていたことを承知していなかった。発表と同時に市まで一報を入れてほしい。【三条市】

気象情報提供の仕方として、市町村を明記したり、過去の大規模災害時と比較しての状況など、具体的にイメージしやすい情報提供がよい。

気象情報に限らず、FAXで情報送付するだけでなく、災害発生のおそれがあるような重要情報については、直接電話で言ってもらいたい。また、総合的な

今後の見通しについて助言してくれるとよいと思う。【三条市】

Q 高齢者の関係に移るが、緊急通報システムについて今回の災害でうまく利用された事例はあるか？【消防庁】

A 全体で182基を設置。うち被災地に該当したものが、76基。実際使われて（通報があった）救助されたのは1件で、警備会社により救助された。

浸水で、機器が駄目になった。【三条市】

Q 災害時要援護者のリストは、消防防災部局関係者も持っているのか？【消防庁】

A 消防防災部局へ情報提供していることはない。

但し、火災予防の面から、単身高齢者への防火指導を行っており、その際に情報把握をしている例はある。しかし、三条市内の情報を網羅的に把握しているわけではない。プライバシーの問題もあるため。【三条市】

Q 自主防災組織や消防団がうまく機能した事例はないか。【消防庁】

A 消防隊が現場で活動しているなかで、「この家には老人が住んでいる」等の情報を提供してもらったという話は、聞いている。【三条市】

Q 三条市災害対策本部として、要救助者がどれほどいて、緊急消防援助隊による応援がどれほどいるか把握できたのか？【内閣府】

A 通常であれば月1,000件の電話が、当日だけで5,000件かかってきた。3~4箇所設置した電話を専門別に振り分け、うち救助要請については図面を付して消防にFAXしていたが、全般的な被害状況は把握できなかった。【三条市】

Q 独り暮らしの高齢者名簿は、福祉の関係で使っているものか？

A 地域型在宅介護支援センターのサービス提供の関係で使われているものである。【三条市】

Q 高齢者の避難誘導に関して、教訓、改善点はないか。【国土交通省】

A 急激な状況の推移のなかでは、近隣による声かけなどなかなか対応がとれなかった。しかし、介護保険制度の中で、状況を把握できた事例もある。

通常の50倍の119番通報があった。自力で避難できないような人たちに、本当に、近隣住民でいざというとき助けあえる体制にあるかどうかが問題ではないか。実際の現場においては、消防機関にそこまで対応する余力がない。そういうときは、やはり周囲の人に頼らざるを得ない。【三条市】

Q コミュニティFMが役に立ったとのことだが、地域防災計画に位置づけられているのか？【国土交通省】

A 地域防災計画に位置づけられているわけではない。三条市が広報番組の契約をしており、緊急時には割り込み放送してもらうルールになっている。当日は、このルールを適用したのではなく、FM放送局が自ら災害対策本部に取材に来て、自主的に災害放送に切り替えた。【三条市】

コミュニティFMは、通常番組をやめて、中継など全部災害情報に切り替えた。【三条市】

NHKの自主的取材により10:50に避難勧告発令のテロップが出たが、NHK内では東京から見ると10:10発令に対してテロップが遅いとの評価があるよう。新潟放送局からヒアリングに来たが、市としてもメディアを活用した避難

勧告の周知を検討したい。【三条市】

嵐南地区にある自治会では、自治会自身が1時前に避難勧告をしていた。地域の長老が、降雨状況から危険かどうかを独自に判断できた。【三条市】

たまたま破堤が、下校時でなかったのが幸いである。【三条市】

避難所の指定や避難勧告のあり方について、地方が計画を作りやすくなるよう、国からも水害時の明確な指針を示してほしい。【三条市】

シェルターリング・イン・プレイスという考えもあり、雨に対する避難指針が必要。【三条市】

避難所は、学校を指定しているのがほとんどである。また、あまり遠くに離れていては意味がない。

五十嵐川の水防は、消防職団員が行ったが、我々には破堤に遭遇した経験がなく、いつ破堤するか判断できなかった。今から考えるとかなり危険な作業であったと思う。堤防の強度を、情報として予め知っておきたい。【三条市】

緊急消防援助隊を今回呼んだが、結果的に派遣要請が空振りであっても構わないくらいの考えでいただけると頼むほうとしてはありがたい。【三条市】

たくさんの情報がたくさんのFAXで送付されて、どれが一体本当に重要な情報が分からない。

FAXも必要だが、電話連絡であれば確実に伝わる。【三条市】

排水ポンプ車は大変役立ったが、1点改善して欲しい。排水ポンプ車の作業が夜に及べば、当然投光器が必要になり、それは自ら判断できることと思うが、市からいちいち県を通じて要請するように言われた。また、排水ポンプ車の撤収の際にも要請してくれとのことであった。市は災害対応でやるのがたくさんあるのに、自分で判断できるようなことまで要請させられたのではたまらない。今後は、投光器の要・不要、撤収等についてはいちいち市の要請を仰ぐのではなく、自らの判断で活動できるように改善して欲しい。【三条市】

意見 要請については、県を通さねばならないということではなく、事務所に直接言ってもらっても構わなかったのだが。【国土交通省】

避難所が水没したが、夏場で避難が長引く場合にはエアコンのある施設に移ることが、避難住民の心理的負担を和らげる上で有効であった。【三条市】

避難者名簿の作成は、2～3日目には精度の高いものになっており、比較的円滑にできたと思う。【三条市】

平成16年7月新潟豪雨災害関係省庁合同現地調査概要

1. 調査日 平成16年8月27日(金) 9時30分
2. 調査場所 中之島町役場
3. 調査者 内閣府 丸山参事官(災害応急対策担当)補佐、池田(災害予防担当)事務官
消防庁 田辺防災課災害対策官、中瀬防災課係長
国土交通省 廣瀬河川計画課企画専門官、諏訪防災課補佐
佐藤信濃川下流河川事務所副所長
気象庁 井上企画課調査官、高橋予報課技術専門官
松田新潟地方気象台業務課水害対策気象官
4. 説明者 佐々木助役、入沢総務課長ほか
5. 概要 主な概要は、以下のとおり。

(1) 町からの説明(詳細は別添調査表のとおり)

- ・中之島町の場合、輪中の町であり、町内のどこで水害が起こるか分からない。どこへの避難が適切か判断するのは、神業に近い。
- ・今回は、寺のところが破堤し役場が浸かったが、農協のところで破堤した場合には避難所にした文化会館が浸かっていたし、上流の堰で破堤した場合には中心街が浸かっていた。
- ・刈谷田川の水害は、昭和36年の水害以前は、4~5年に1回の頻度で水害があった。上流にダムができて、安全になったという慣れもあったと思う。
- ・気象予警報については、頻発されることにより、慣れも生じてきたのではないか。
- ・町の昼間人口が少なくなっている。老人や子どもだけになってしまっている。
- ・国や県からの情報を住民に流すしくみは十分とはいえないと思う。情報伝達については、青空の下と、今回の豪雨時とは全く違い、難しい。
- ・広域的な連携体制が重要と感じた。
- ・消防団については、県内のほとんどが駆けつけてくれた。
- ・常備消防関係は、山形県、北陸各県、長野県などの応援を得た。
- ・今回の災害においても災害ボランティアの活躍が大きかった。
- ・来春、長岡市を中心とした合併を控えている。合併すれば、川の上下流まとめて管理ができるというメリットがある。
- ・広域的な連携体制を、地域防災計画に位置づけるようにする。

(2) 質疑応答等

Q 被災当日、町長は出張だったのか。【消防庁】

A 町長は北信越地域の町村会長会議出席のため、1人で福井市へ移動していた。雨の心配をしながらも、8時30分に出発した。【中之島町】

Q 大きな被害だと知ったのは、何時頃か。【消防庁】

A 電車の中では、分からなかった。福井駅に到着した15時頃に、被災状況を認知した。その後引き返し、21時頃中之島町へ到着した。町役場は孤立しており、

文化センターに入った。福井への移動途中も電話をしたが、町長は携帯電話の電源を切っていた。【中之島町】

Q 避難勧告について、町長がいないときの代理規定はあったのか。【消防庁】

A 本部長（町長）がいないときは、副本部長（助役）が代行する。【中之島町】

Q 避難について、どこの人にどこへ避難するように伝えたのか。【消防庁】

A 12時30分の猫興野、12時40分の中之島地区他について、それぞれの決め手は、越水が始まったため。各地区で指定している避難所に避難するように言った。【中之島町】

中之島町は、水防活動が熱心な地域である。

川のそばに避難所を作るなんてという話があるが、残念ながらわが町は川に沿ってできている。したがって、避難所の指定が難しいと感じている。【中之島町】

Q 町役場が浸水したが、住民基本台帳のシステムは、浸水の被害を受けなかったのか。

A 住民基本台帳システムのサーバーは2階にあったため、直接被害を受けなかったが、クライアント及びネットワークは被害を受けた。【中之島町】

Q 県との連絡手段は何があったのか。

A 携帯電話以外には、衛星回線があったが、だめになった。【中之島町】

Q 連絡が遮断されたのはいつ頃か。【消防庁】

A 13時30分ごろから、外部との連絡が遮断され、14時には完全に孤立した。【中之島町】

災害に対する意識が薄れていたのが、避難勧告の遅れにつながったと認識して

いる。【中之島町】

Q 避難勧告がなくても、自主的に避難していた地区はあったのか。

A 右岸側の猫興野地区は、自主的に避難していた。【中之島町】

Q 12時20分に災害対策本部を立ち上げているが、何を契機にしたのか。

【国土交通省】

A 地域住民の声や越水が始まったという情報、降雨状況、水位状況などから判断した。【中之島町】

刈谷田川のどこが決壊するかが分からない状況であった。【中之島町】

Q 中之島町水防計画書の重要水防区域図を見ると今回の中之島町内の破堤箇所は重要水防区域A区域である。重要水防区域A区域について最初に避難勧告を出すということはできなかったか？重要水防箇所の公表を今回の水害を受けての対応として考えているが、役に立つと思うか。【国土交通省】

A 実際に越水が発生した区間、水防活動を実施した区間は、重要水防区域A区域以外にもあり、水防計画書の重要水防区域だけで避難勧告発令地域を決めることはできないと感じている。この水害後、住民からは蛇行している刈谷田川の改修を早く抜本的にして欲しいという声が上がっている。我々も、カーブのある地点が切れるとは思っていなかった。【中之島町】

Q 避難所の指定とか、訓練とか、水害を想定してこれまで何かとってきたことは

あるのか。やはり、訓練などは地震がメインであったのか。【消防庁】

A 多分にその傾向はあった。阪神・淡路大震災以降、地震を中心に想定していた。水防の意識は薄れていたと思う。【中之島町】

Q 水害で、避難勧告を出したということは最近なかったのか。【国土交通省】

A なかった。【中之島町】

Q 災害対策本部を立ち上げたのは、最近ではいつ頃まで遡ることになるのか。【内閣府】

A 昭和50年代か・・・。昭和54年に、災害対策本部を設置したことがある。【中之島町】

Q 水位の情報は見ていたのか。【国土交通省】

A 河川情報システム(FRIS)の確認はしていた。水位と雨量を同時に確認することが難しいので、改善されればと思う。能動的にしないと情報把握ができず、消防団からの情報、関係機関からの情報が次々にあがってくる中で、このシステムに専用の人員を配置するのは無理であった。【中之島町】

(数字で出てくる)水位情報だけでは、避難勧告を発令することはできない。昭和36年や38年の水害経験者は、河川の目視を重視していた。水位だけではなく、水の流れ方も重要である。【中之島町】

Q 消防団の参集状況を見ると、かなりの人が集まっていたように見えるが。

【国土交通省】

A 当日朝から、消防団員の配備をしていた。消防団の参集については、昼の段階では難しかったようだが、町としては朝、参集を行った。【中之島町】

Q 全国的には、消防団(水防団)の弱体化が懸念されているが、この地域はそのようなことはないか。【国土交通省】

A 川沿いに沿って団が分かれており、多くていいというわけではないがそれなりに充実している。【中之島町】

Q 亡くなった方3名は、全員一人住まいだったのか。【国土交通省】

A 娘と2人住まい。子どもと同居で、子どもは昼出していた。老夫婦2人。娘も流されたが、地域の人に助けられた。夫婦とも流されてしまったが、奥さんは助かった。溺れて亡くなったというより、流れてきた寺の屋根が家にぶつかって倒れ、ガレキの下で亡くなった方が2名おられる。町内では、高齢者だけの世帯は3000世帯中21世帯。(三条市の9人死亡に比較して犠牲者が少なかったのかはよくわからないが、)保育所に孤立した園児等について、ヘリコプターで救出され、人的被害が出なかったことは、何よりであったと感じている。【中之島町】

Q 当日朝6時半に大雨警報が出ていたが、保育所については通常通り行ったのか。【気象庁】

A その通りである。結果として、決壊によりこのような被害となった。当時、我々は決壊を想定していなかった。【中之島町】

保護者に対して、子どもを迎えに来るように伝えていた。【中之島町】

町から保育所に対しては、いったん帰宅させるように連絡していた。【中之島町】

Q 決壊場所付近の人は、避難所に逃げた人以外は2階に逃げたということか。

【内閣府】

A どちらかというと、2階に逃げた人が多かった。【中之島町】

Q 今後中之島町の避難の考え方としては、避難所の指定の難しさから判断すると、2階に逃げるという方法が基本となるのだろうか。【内閣府】

A どのような状況下でも安全な避難場所を新たに作ってほしいという住民からの意見があった。【中之島町】

長岡市との合併を控え、長岡市としての避難の見直しという形になるであろう。

【中之島町】

Q 緊急通報システムの整備を行っているとのことであるが、何か活用された事例はあったのか。【消防庁】

A 緊急通報システムについて、町内約3,100世帯中に、独居老人は21世帯ある。うち被災地には1世帯あったが、緊急通報システムは使用されなかった。緊急通報されると、警備会社(セコム)や民生委員、在宅介護支援センターに連絡が入ることになっている。該当世帯は、近所に住む子どもたちに助けられたようだ。【中之島町】

Q 配布は独居老人世帯だけなのか。【消防庁】

A そうである。【中之島町】

Q 当時は破堤することは想定していなかった、どこで破堤するかわからないと避難勧告を出すことは難しいとのことであるが、破堤箇所を事前に予測することは今後も難しい。そうすると破堤が発生しない地域には空振りになること覚悟で避難勧告を出すことにならざるを得ないが、今後、空振り覚悟で破堤前に避難勧告を出すことは可能と思うか。【国土交通省】

A 教訓としては、早め早めの対応が必要だったということ。町長も言ったとおり、昭和36年以降中之島町は破堤を経験していない。町の現役職員には、当時の経験がある職員は1人もいない。上流にダムができたこともあり、破堤が起こるとは想定していなかった。【中之島町】

平成7、8年頃に、刈谷田川が手が届くくらいの高水位になったが、破堤しなかったことがある。【中之島町】

Q 避難勧告を出したとしても、誰に対してどこへ逃げるようにという伝達の点は解決できるのか。【気象庁】

A 時間的余裕があれば、かなり避難はできるのではないか。【中之島町】

危険なゾーンさらにはポイントを示してもらえると、町としてはありがたい。

【中之島町】

信濃川が破堤した場合には5m水没する。どうにもならない。【中之島町】

Q 報道機関へ、何か情報を流していたか。【国土交通省】

A 2時間に1回ほど災害対策本部の状況を提供していた。また、避難勧告の発表を、報道要請した。【中之島町】

13日は、報道機関と接触がとれなかった。【中之島町】

Q 町役場の浸水はあるか。【消防庁】

A 昭和44年、町役場は刈谷田川改修により移転した。それ以後この庁舎では初めてである。【中之島町】

(3) その他

災害救助法適用に基づく日報対応については、手が回らない。【中之島町】

被災者生活再建支援法に関する対応が難しい。【中之島町】

平成16年7月新潟豪雨災害関係省庁合同現地調査概要

1. 調査日 平成16年8月27日(金) 14時00分
2. 調査場所 見附市役所
3. 調査者 内閣府 丸山参事官(災害応急対策担当)補佐、池田(災害予防担当)事務官
消防庁 田辺防災課災害対策官、中瀬防災課係長
国土交通省 廣瀬河川計画課企画専門官、諏訪防災課補佐
佐藤信濃川下流河川事務所副所長
気象庁 井上企画課調査官、高橋予報課技術専門官
松田新潟地方气象台防災業務課水害対策気象官
4. 説明者 山本助役、清水企画調整課課長補佐ほか
5. 概要 主な概要は、以下のとおり。

(1) 市からの説明(詳細は別添調査表のとおり)

- ・抜本的な河川改修の必要性がある。
- ・準公共機関、職員、住民を含め、今回の災害の問題点を集約する。そして、市民に公開する。
- ・情報の公開のあり方を再検討する。
- ・ボランティアの受け入れがスムーズにできていたか。
- ・財政的な裏づけのあり方をまとめ、県や国に報告する予定。
- ・防災訓練・・・今年8月29日、地震発生で想定している。災害弱者救助を盛り込むことにしている。
- ・防災教育・・・消防団は、市内を8地区に分割して分団ごとに訓練している。消防団が住民に指導。学校の避難訓練で、生徒の役割を分担させて実施。無事避難できない想定のもと、仲間が助けるというかたちで実施。
- ・独り暮らし高齢者等への情報伝達は、民生委員にお願いしたが、連絡がつかない人もいた。
- ・自主防災組織の活動としては、組織内での情報伝達や、市で行う防災訓練への参加など。
- ・雨量については、広報車等で細かく住民に伝えていない。
- ・避難勧告基準について、雨量等による詳細な基準は設けていない。
- ・水位情報について、1時間ごとに刈谷田川の水位を通報いただいていた。
- ・がけ地の地区については、災害対策本部設置前の時点で、危険ということで避難勧告をしていた。
- ・避難勧告の発令は、上流栃尾の水位情報、刈谷田ダムの放流量情報、上流域の雨量情報、現地に派遣した市役所職員からの水位上昇状況等の情報、市長が個人的に知っている民間気象会社からの情報を総合的に判断して発令した。ダム放流量の情報はこちらからの問い合わせも行った。水位等の数字情報だけではなく、現場の河川に派遣した市役所職員からの情報は重視していた。
- ・11時7分の避難勧告を、12時7分に避難指示に切り替えた。13時にダムの放

流を開始する旨の連絡が入り、現状の水位から判断すると、溢れることが明らかだったこと、11時40分に越水が開始したとの連絡が現場に派遣している職員から入ったので、その点を考慮した。

- ・事務レベルでは避難勧告を発令して空振りとなった場合のことを心配したが、市長が、勧告せずには何かあって非難を受けるより、空振りで非難を受ける方がよいと考えたので、勧告・指示を出すことができた。
- ・見附市は、昔から水防が盛んな土地であり、消防団は過去の降雨により、降雨がどのくらいになれば出動する必要があるか分かっていた。水防計画に基づく初動体制をとった。
- ・市内には、8箇所の分団があり、消防本部と連携して活動した。
- ・自主防災組織に関しては、近所で声をかけて避難したという話は伝わってきている。
- ・避難状況は、広報を参照いただきたい。
- ・流れてきたドラム缶や粗大ごみの回収を誰が回収するかといった問題が発生した。市が回収した。
- ・既に土石流の発生しやすい地域(樺田川上流)には、県により警報機が設置された。

(2) 質疑応答等

Q 避難勧告と避難指示の位置づけの違いを住民に対してどう伝えていたのか。

【消防庁】

A 自治会長らは理解していた。緊迫していることは伝わっていた。

刈谷田川左岸は水没経験なかったため、避難勧告ではなかなか行動に結びつかなかったところもあるようだ。【見附市】

Q 高齢者の避難誘導についてうまくいった事例などはあるか。【消防庁】

A 今町地区福祉会の福祉推進員等73名、民生委員や囑託員等と協力しながら、声かけや避難誘導などを実施。【見附市】

Q 緊急通報システムはあったのか。【消防庁】

A 85台あったが、13日に関しては利用はなかった。17日には、1名利用し、警備会社や民生委員に連絡が入った。【見附市】

コミュニティがしっかりしていれば、情報伝達が早い。区長が順番に交代制のところより、固定しているところは、区長が地域リーダーとして指導力を発揮して情報伝達や避難行動が早かったようである。【見附市】

Q 11時7分の避難勧告だったが、今から振り返り、勧告を出すようなきっかけとしては何か適当なものがあったか。【消防庁】

A 現在検証中。梅雨前線が停滞し局地的な雨が降っていたが、民間会社によるスポット的な気象(降雨)情報、県から提供される刈谷田川の情報、また今町大橋の水位計の情報などを総合的に判断して、今回実施。【見附市】

Q 今回、民間会社の気象情報が役立ったとのことだが、どういう情報を得ていたのか。【気象庁】

A 電話で、見附市の情報としてポイントを絞ったものを聞き取り、助かった。契約を予め締結していたわけではない。【見附市】

今回のように局地的に雨量が多い場合には、一般的な気象情報ではわからない。

【見附市】

現在、気象庁でも、さらにポイントを絞った情報を提供することを検討している。【気象庁】

Q 今回も、県を通じて地域を絞った情報を提供していたが活用はされなかったか。

【気象庁】

A 河川情報センターの水位情報が県から送信されていた。確かに、届いていたが、コメントの意味をどう捉えてよいか分からなかった。文字に表れないコメントを予報官の意図を読み取らないといけないと感じた。【見附市】

問い合わせを気象台にいただければ、説明など対応する。【気象庁】

Q 13日朝9時の府県気象情報で見附市を明記して注意喚起を促した。【気象庁】

A 情報を見分けるのが難しい。【見附市】

3年前に長岡市との境界を流れる川（樺田川）で氾濫した。また、一定の雨量が降ると、元町2丁目用水路の排水ポンプが稼働し、消防にもその情報が届く。

【見附市】

普段でも、大雨が降れば恒常的に、水防活動を行っている。【見附市】

8地区で行う防災訓練では、水防工法などの水防訓練も行っている。【見附市】

消防団員に配信するメールに、雨量情報も入れようと考えている。【見附市】

今回、自衛隊の災害派遣を依頼し、自衛隊の司令官とバイク隊は早く到着したが、自衛隊の災害時緊急車両について、渋滞に巻き込まれてなかなか到着しなかった。災害時に早く現地に入れるように移動手段について考えてほしい。

【見附市】

ボートが1つしかなく、救助要請が多発したためボートを団員や業者から15艇借上げた。【見附市】

今回、避難所が水没している中で食料を届けようとしたが、氾濫した水流のためなかなか近づくことができなかった。その状況と到着見込みを避難所に通信する手段がないため、避難住民をヤキモキさせた。避難所との通信手段の確保は反省材料である。【見附市】

破堤するという意識がなかったため、避難指示後も自宅にとどまる住民が多かった。【見附市】

破堤は、市内5箇所であった。【見附市】

11時7分の時点では、破堤の恐れを認識していた。【見附市】

Q 破堤氾濫が発生した地域で、独り暮らしの高齢者などはいたのか。三条市や中之島町と比較して、うまくいったと思うところはあるか。【国土交通省】

A 90歳と70歳の2人暮らしの世帯があったが、近所の人消防へ救助要請した結果、胸まで浸かりながら救助を待っており、(間一髪で)助けることができ

たと聞いている。うまくいったかどうかは分からない。【見附市】

Q 避難勧告については、空振りも想定しながら発表したのか。【気象庁】

A 避難勧告については、住民からの苦情等を考え影響から慎重にならざるを得な

い。ただ、市長は、商社出身であることもあり、危機意識は高かったかもしれない。空振りも恐れなかった。【見附市】

刈谷田川の警戒水位を超えたことと、ダムの放流が避難勧告のきっかけである。

【見附市】

Q 避難所に関する課題などはあるか。【消防庁】

A 災害の種類によつての避難所の考え方を整理しているわけではない。もう少し的確に分析する必要がある。【見附市】

Q 避難所を代替するようなものはあるか。【消防庁】

A 例えば、水害においては地域の高台なども考えられるかもしれない。【見附市】
避難所に保健師を配置した。【見附市】

Q 洪水ハザードマップを作ることは難しいとのことであるが、どのような部分が難しいのか。【国土交通省】

A 信濃川の浸水想定区域に関する情報はもらっているので、県から刈谷田川の浸水区域の基礎情報をいただき、検討していきたい。【見附市】

Q 今回の水害で、地域レベルでの活動、自主防災組織の活動はなかったのか。

【消防庁】

A 地域のコミュニティ活動があるところについては、対応が早かった。

自主防災組織の今回の活動としては、情報伝達程度である。

地域のコミュニティづくりを重視しており、市の防災訓練でも毎年重点的に実施する地区を決めて行っている。【見附市】

7月10日に集中的に雨が降り、床下浸水が発生していたことが、今回の布石としてあった。7月13日については、雨の降り方が同等かそれ以上と認識した。

そうした背景もあり、今回の場合、体制が早く立ち上がった。【見附市】

高齢者の台帳があり、消防本部にも情報提供している。【見附市】

防災行政無線ではなく、今町地区の消防用サイレンを用いて今町地区住民への情報伝達をした。消防用のサイレンは、普段は時報代わりに利用している。

【見附市】